

令和3年度地域づくり関係人口育成事業
(しまコトアカデミー及び県内版しまコトアカデミー)
企画運營業務委託に係る企画提案競技実施要領

令和3年3月26日
公益財団法人ふるさと島根定住財団

1. 概要

この要領は、(公財)ふるさと島根定住財団(以下、「財団」という。)が実施する地域づくり関係人口育成事業(しまコトアカデミー及び県内版しまコトアカデミー)に関する企画運營業務を委託するにあたり、企画提案を募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 委託業務の内容等

地域づくり及び島根での暮らしに関心のある都市部在住者や、地域に関わりたいが動き方が分からない県内者を集め、島根での地域づくりに関する連続講座を実施するとともに、島根の地域づくりに関心のある者のネットワーク化を図る。

(1) 業務名

地域づくり関係人口育成事業(しまコトアカデミー及び県内版しまコトアカデミー)企画運營業務

(2) 委託期間

契約締結日から令和4年3月15日まで

(3) 業務の内容

別紙「委託業務仕様書」のとおり

(4) 契約金額の上限

15,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※この金額には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、財団との打ち合わせに要する費用を含む。

また、協賛、参加者負担金等を活用し事業規模を拡大して差支えない。

3. 応募資格

(1) 複数の法人による連合体(以下、「コンソーシアム」という。)若しくは単独の法人であること。

(2) 単独の法人での参加は、島根県内に本店、支店及び営業所を有する法人(以下、「県内法人」という。)であること。コンソーシアムの構成員での参加は、構成員のうち1以上は県内法人であること。

(3) コンソーシアムの構成員若しくは単独の法人は次の各号を満たすこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の

使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

エ 最近1事業年度の消費税および地方消費税の滞納がないこと。

オ 島根県の区域内に事業所を有する者にあつては、県税の滞納がないこと。

カ 島根県の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。

キ 複数のコンソーシアム構成員になつての参加、コンソーシアム構成員と単独の法人として重複参加していないこと。

ク 受託業務について十分な業務遂行能力を有すること。

(4) 委託業務終了までの間、財団との連絡調整が随時行えると判断できること。

4. 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案参加者から事前に参加意思確認のため、「企画提案参加表明書」を徴収する。その上で、企画提案書の提出を要請する。

(1) 事前説明会

開催しない。

(2) 内容に関する質疑応答

ア 提出期限 令和3年4月1日（木）正午必着

イ 質問方法 別添「企画提案質問票」（様式2）で行うこと。（郵送又はFAX可）

ウ 回答 令和3年4月6日（火）までに、財団ホームページに掲載する。

（URL <https://furefure-shimane.jp/>）

(3) 企画提案の「参加表明書」の提出

ア 提出期限 令和3年4月9日（金）正午

イ 提出書類 5の(1)に掲げる書類一式

ウ 提出方法 郵送又は持参

(4) 提案書等の提出

ア 提出期限 令和3年4月19日（月）17時必着

イ 提出書類 5の(2)に掲げる書類一式

ウ 提出方法 郵送又は持参

5. 企画提案等にかかる提出書類

(1) 企画提案の参加表明

ア 「企画提案競技参加表明書」（様式1） 1部

イ 法人概要書 1部

ウ 過去の類似事業実績一覧 1部

エ 島根県において県税の滞納がないことの証明書（島根県内に事務所を有する者） 1部（写し可）

オ 本店が所在する都道府県において都道府県税の滞納がないことの証明書（島根県

内に事務所を有しない者) 1部(写し可)

カ 税務署が発行する消費税及び地方消費税に関する納税証明書 1部(写し可)

(2) 提案書

ア 企画提案書 6部

(ア) 提案書は、A4版表紙込15ページ以内(A3折り込み可)とする。

(イ) 提案書の表紙には、「地域づくり関係人口育成事業(しまコトアカデミー及び県内版しまコトアカデミー)に関する企画運營業務委託 企画提案書」と記載し、併せて提案者を記載すること。

(ウ) 提案書には、下記の内容を必ず盛り込むこと。

①企画コンセプト

②連続講座(説明会を含む)の内容(テーマ、会場、講師等)

③島根県における地域づくり実践者をリレーで繋ぐ中継講座の内容

④オープンイベントの内容

⑤ネットワーク構築手法

⑥受講生募集にあたっての広報戦略

⑦島根県内及び首都圏・関西圏・広島県での関係機関との連携体制

イ 見積書 6部(うち5部は写し可)

(ア) 見積額は、提案する企画内容等の実施に係る一切の経費を見込むこと。

(イ) 明細を作成し、事業費および人件費についても、可能な限りそれぞれの積算方法を示すこと。

ウ 業務遂行のための実施体制(図又は表) 6部

(ア) 正社員等直接雇用関係のあるスタッフと、外注スタッフ等委託を行い実施するものは区別をして表記すること。

6. 選定方法

審査委員会を設置し、企画提案書に基づくプレゼンテーションによる審査を行う。なお、提案書類の提出が多数あった場合は、これに先立ち、事前審査を行い、プレゼンテーションを行う企画提案を選定する場合がある。

(1) プレゼンテーション及び審査会の実施

ア 日時 令和3年4月22日(木)

イ 場所 松江市内

ウ 実施方法 各提案者プレゼンテーション20分以内・質疑応答10分

※場所、説明時間等詳細は、「企画提案参加表明書」提出者に別途連絡する。

(2) 審査項目

① 事業趣旨に沿っていること

② 講座受講者の確保が見込まれること

③ 受講生等ネットワークの構築ができること

④ 実施体制が適当であること

⑤ 効率性

⑥ 熱意

(3) 審査結果の発表

審査委員会においてもっとも優秀な提案を選定する。審査結果については、後日書面により提案者全員に通知する。

(4) 企画提案に係る留意事項

ア 企画提案に係る経費は、単独の法人による参加はその法人に対して、コンソーシアムによる参加は代表法人に対して、1提案あたり10,000円(消費税等含む)を支給する。ただし、受託者及び資格審査により参加資格がないとしたものに対しては支給しない。

企画提案に係る経費は、受託者が決定した後、「企画提案競技参加表明書」(様式1)に記載された銀行口座に振り込む。

イ 事業の効果、効率性の観点から、採用された企画の内容を変更することがある。

ウ 提出された書類一式については、返却しない。

7. 契約内容等

(1) 契約の締結

ア 委託予定事業者と企画提案書等を基に協議し、協議が整った場合に、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

この協議の際、提出された企画提案書の内容を一部変更する場合がある。

また、委託予定事業者と協議が整わない場合にあつては、次点の提案として評価した者と協議の上、契約を締結する場合がある。

8. 提出先及び問い合わせ先

公益財団法人ふるさと島根定住財団 担当：小笠原

〒690-0003 島根県松江市朝日町478-18 松江テルサ3階

TEL：0852-28-0690 FAX：0852-28-0692

E-mail：chiiki@teiju.or.jp